

2024年1月4日

「当座預金規定」の改定について

平素より仙南信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、「ことら送金」の取扱い開始に伴い、「当座預金規定」を下記のとおり改定することとしましたので、お知らせいたします。

なお、改定日以前からお取引いただいているお客さまにも、改定後の規定が適用されますのでご了承ください。

今後とも、お客さまにご満足していただける金融サービスの向上に努めて参りますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日

2024年2月21日（水）

2. 改定する規定

当座預金規定（㊦当座勘定規定（専用約束手形口用）を含む）

3. 改定内容（一部抜粋/アンダーラインが変更箇所）

（1）当座預金規定

新（改定後）	旧（改定前）
<p>第9条(支払の範囲)</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p><u>(2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします</u></p> <p><u>(3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</u></p>	<p>第9条(支払の範囲)</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>

(2) 専当座勘定規定（専用約束手形口用）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>第10条(支払の範囲)</p> <p>(1) 呈示された手形の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p><u>(2) 呈示された手形は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。</u></p> <p><u>(3) 手形の本額の一部支払はしません。</u></p>	<p>第10条(支払の範囲)</p> <p>(1) 呈示された手形の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) 手形の本額の一部支払はしません。</p>

※改定後の規定は、改定日以降に「預金規定等の電子化について」ページに掲載します。

以上